

重要事項説明書

1 法人の概要

法人の名称	社会福祉法人 ワゲン福祉会 理事長 松本 豊
所在地	神奈川県相模原市中央区小山 3 4 2 9 番地
電話番号	0 4 2 - 7 5 2 - 1 8 0 8
業務内容	高齢者介護事業

2 事業者の概要

事業所名	居宅介護支援事業所 ワゲン新横浜
開設年月日	平成 2 9 年 6 月 1 日
介護保険指定番号	1 4 7 0 9 0 3 5 8 2
管理者	石塚 領
所在地	神奈川県横浜市港北区大豆戸町 7 2 4 - 4
サービス提供地域	港北区、都筑区、鶴見区、神奈川区、緑区、西区 上記の地域以外でもご相談に応じます。
併設事業所	介護老人福祉施設事業所 短期入所生活介護事業所（介護予防短期入所生活介護） 居宅介護支援事業所

3 サービスの内容及び運営方針

- (1) 事業者（介護予防支援事業者）は、契約者が自宅において日常生活を営むために必要なサービスを適切に利用できるよう、契約者の心身の状況を勘案して、利用するサービスの種類及び内容、担当する者等を定めた介護予防サービス・支援計画書を作成するとともに、当該計画に基づいてサービス提供が確保されるよう事業者等との連絡調整その他便宜の提供を行います。
- (2) 介護予防支援にあたっては、契約者の心身の状況、置かれている環境等に応じて契約者の選択に基づき、適切なサービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう努力します。
- (3) 介護予防支援にあたっては、契約者の意思及び人格等を尊重し、常に契約者の立場に立って提供されるサービスが特定の種類又は特定のサービス事業者に不当に偏ることがないように、公正中立に行います。
- (4) 介護予防支援にあたっては、要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態になることの予防に資するよう行うとともに、医療サービスとの連携に十分配慮します。
* 尚、医療機関との連携をして支援させていただくため、入院時には入院先医療機関に担当介護支援専門員の氏名などの情報をお伝えいただくようお願いします。

- (5) 事業者は、介護予防サービス・支援計画書の作成後においても契約者やその家族、事業者との連絡を継続的に行うことにより、介護予防サービスの実施状況を把握するとともに利用者についての解決すべき課題を把握し、必要に応じて介護予防サービスの変更、事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。
- (6) 前項の介護予防サービス・支援計画書の実施状況、解決すべき課題等についての記録の作成・保管をし、利用者に対して継続的に情報提供、説明等を行っていきます。
- (7) 通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、事業所の実施地域を越える地点から自宅までの交通費の実費とする。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とする。

■事業所の実施地域を越える地点から、1キロメートル当たり片道 100円

前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に説明し同意を得たうえで業務を開始することとする。

4 担当の介護支援専門員等

サービスについてのご相談や苦情がある場合には、下記までご連絡ください。

連絡先 045-540-6772

5 市町村への届出

この居宅介護支援事業所のサービスを受ける際には、その旨を市町村に届け出て被保険者証に記載する必要があります。具体的な手続きは介護支援専門員にご相談ください。

6 利用者の負担金

- (1) 指定介護予防支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとします。ただし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者負担はありません。
- (2) 介護支援専門員が通常のサービス実施地域を超える地域に訪問・出張する時にはその交通費（実費）の負担が必要になる事があります。

7 事業所の職員体制

職種	業務内容	人員
管理者	事業所の介護支援専門員の管理、指導命令等を行う。	1名（常勤兼務）
介護支援専門員	利用者からの相談に応じサービスが適切に利用できるように種類・内容等の計画を作成するとともに事業者との連絡調整を行う。	1名（常勤兼務） 2名（常勤専従） 計3名

8 受付時間

区分	平日・祝祭日	土曜・日曜
営業時間	午前8：30～午後5：30	休み

※年末年始（12/29～1/3）は、お休みとなります

9 事故発生時の対応・賠償責任

- （1）介護予防支援の実施にさいして契約者にけが、体調の急変があった場合には、医師や家族への連絡その他の適切な措置を迅速に行います。
- （2）介護予防支援の実施にあたって契約者の生命・身体・財産に損害を与えた場合にはその損害を賠償します。但し、事業所の故意、又は過失によらない場合はその限りではありません。

10 緊急時の対応

サービス提供にあたり事故、体調の急変等が生じた場合には、事前の打合せに基づき家族、主治医、救急機関等に連絡します。

11 相談・苦情対応

- （1）サービスに関する相談や苦情については、次の窓口にご連絡願います。

お客様相談窓口	電話	045-540-6772
	FAX	045-540-6778
	管理者	石塚 領

- （2）公的機関においても、次の機関において苦情申し出等できます。

各市区町村介護保険相談窓口	港北区役所 港北区高齢・障害支援課 045-540-2325
	横浜市役所 介護事業指導課 045-671-2356
都道府県国民健康保険団体連合会	介護保険相談課 0570-022110

1 2 虐待の防止

事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じる。

（１）事業者における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

（２）事業者における虐待の防止のための指針を整備すること。

（３）事業者において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。

（４）前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

1 3 サービスの中止（キャンセル）等

（１）契約者がこの介護予防支援に係るサービス等について契約者が行った依頼等を取り消す場合は事前に下記の連絡先又は担当の介護支援専門員までご連絡ください。

（２）介護予防サービス・支援計画書の変更、事業者との連絡調整について利用者が行った依頼等を取り消す場合も、速やかに下記の連絡先までご連絡ください。

※連絡先 ０４５－５４０－６７７２

※連絡時間 午前８：３０～午後５：３０

1 4 その他運営についての留意事項

（１）事業者は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、又、業務体制を整備する。

①採用時研修 採用後３ヶ月以内

②継続研修 年４回

（２）従業者は業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持します。

（３）従業者であった者に業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。